

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年9月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 平成30年度三条市農林関係施策の要望について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 33名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栗 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 10番 眞 野 薫 委員   | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員   |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員   | 17番 捧 譽 委員     |
| 18番 内 山 清 委員   | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員   |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 25番 清 野 秀 作 委員 |
| 26番 星 野 英 治 委員 | 27番 内 山 敏 雄 委員 |

28番 渡邊勝夫委員      29番 熊倉睦委員  
30番 原田勝委員      31番 小林茂宏委員  
32番 坂井浩行委員      33番 横山一雄委員  
34番 廣川哲也委員

欠席委員      1名  
                    9番 大桃伸之委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長	清水学
経営基盤係副参事	渡辺正美
経営基盤係主任	小熊美栄子
経営基盤係主任	高野久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開催いたします。

（挨拶 略）

なお、本日総会終了後、県農業会議の谷川業務推進部長を講師に『農地の税制特例に関する研修会』を開催します。時間は、おおむね30分程度を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。14番、羽生俊昭委員、22番、阿部眞佐雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

議第1号の説明に入る前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正をお願いしたいと思っております。

また、その関係でお手元に配付をさせていただきました『議第3号正誤表』をあわせてご覧願います。

議案11ページをお願いいたします。30番であります。農地利用について、周辺

地域の理解を得るために時間が必要であることなどから、9月26日付で取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。

また、下段、合計欄の『件数』、『筆数』及び『面積』をそれぞれ『2件』、『4筆』及び『5, 490㎡』に訂正をお願いいたします。

訂正は、以上であります。

それでは、改めまして議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積3, 484㎡であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

21番は、栗林地内の農地4筆、3, 484㎡をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。5ページをご覧ください。今月の申請は新規設定6件、面積6万6, 402㎡、再設定2件、面積1万3, 574㎡、合計では8件、面積7万9, 976㎡であります。

それでは、2ページに戻りまして、22番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

22番から27番の6件、面積6万6, 402㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、22番から順にご説明をいたします。22番は、井栗地内外の農地、計15筆、1万3, 933㎡、23番は鶴田1丁目地内外の農地、計12筆、1万3, 567㎡、24番は西鱒田地内の農地9筆、2万596㎡、25番は袋地内の農地4筆、9, 003㎡、4ページをお願いいたします。26番は、袋地内の農地9筆、6, 002㎡、27番は袋地内の農地2筆、3, 301㎡、以上6件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

28番及び29番の2件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

6ページをお願いします。665番は、平成26年3月総会におきまして承認議決をいただきました賃借権の設定について、契約に錯誤があったため取り消しをするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

皆さん、おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時31分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定6件、再設定2件、合計件数9件の外、取り消し1件で、取り消しによるものを除き、面積8万3,460㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の3件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事するものと認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする6件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

7ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

8 ページは、議第 2 号の参考といたしまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条を添付させていただきました。

本議案につきましては、議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に利用権を設定する農用地 6 万 6, 402 m<sup>2</sup>の利用配分計画（案）でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づき三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第 19 条第 3 項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第 2 号参考といたしまして、本年 7 月 1 日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

それでは、利用配分計画（案）をご説明いたします。9 ページをご覧願います。一番左の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び 10 a 当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1 番は、議第 1 号の 22 番におきまして新潟県農林公社が利用権を設定する井栗地内外の農地、計 15 筆、1 万 3, 933 m<sup>2</sup>を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。2 番は、23 番、鶴田 1 丁目地内外の農地、計 12 筆、1 万 3, 567 m<sup>2</sup>、3 番は 24 番、西鱈田地内の農地 9 筆、2 万 5 96 m<sup>2</sup>、4 番は 25 番、26 番及び 27 番、袋地内の農地 14 筆、1 万 8, 005 m<sup>2</sup>、5 番は 27 番、袋地内の農地 1 筆、301 m<sup>2</sup>、以上 5 件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21 番、阿部新一郎委員。

第 2 調査部会長（21 番阿部新一郎委員）

議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数 5 件、面積 6 万 6, 402 m<sup>2</sup>で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第 2 号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

11ページをご覧願います。先ほど訂正をさせていただきましたとおり、今月の申請につきましては2件で、合計面積5,490㎡でございます。

28番は、栄荻島地内の農地3筆、2,382㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

29番は、南中地内の農地1筆、3,108㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、事務局より取り下げの報告がありました案件を除き、売買によるもの2件、合計件数2件、面積5,490㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

13ページをご覧願います。今月の申請は3件で、合計面積2,147㎡であります。

12ページにお戻りをお願いいたします。7番は、西大崎2丁目地内の農地1筆、165㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、大崎中学校南西350m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の38番で農地法第5条の許可申請がなされております。

8番及び次のページの13ページの9番は、須頃1丁目地内の農地、各1筆、833㎡と1,149㎡、合計1,982㎡を売買により取得し、北側既存宅地833.00㎡と一体利用し、事務所1棟、倉庫1棟、資材置き場及び駐車場16台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円でございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南東300m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の39番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積2,147㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

14ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積209㎡であります。

5番は、北野新田地内の農地2筆、110㎡を南側既存宅地550.09㎡と一体利用し、住宅2棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第四中学校北側1,000m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、渡前地内の農地1筆、99㎡を北側既存宅地247.61㎡と一体利用し、カーポート1棟及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、渡前大橋西側20m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積209㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

16ページをご覧ください。今月の申請は6件で、合計面積1万2,747.55㎡であります。

15ページにお戻りをお願いいたします。38番及び39番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の7番及び8番、9番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

40番は、新光町地内の農地4筆、1,843㎡を売買により取得し、建て売り住宅9棟及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、厚生連三条総合病院北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。41番は、石上2丁目地内の農地1筆、1,006㎡を売買により取得し、宅地造成5区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条消防本部北側500m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

42番は、諏訪2丁目地内の農地6筆、965.55㎡を売買により取得し、アパート2棟及び駐車場14台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、渡瀬橋南側400m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

43番は、島川原地内の農地2筆、6,786㎡を賃借権の設定により砂利採取のため、平成29年10月20日から平成31年7月19日まで、一時転用地として利用し

たいものでございます。場所につきましては、白山橋北側400m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数6件、面積1万2,747.55㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、43番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、38番から42番の案件、合計5件については許可することとし、43番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成30年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり。）

議長（野崎会長）

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

異議ありという前に、何かございませんかと聞いていただきたいなと思います。

かねてから申し上げてはいますが、農対で審議してもらうのは、それは今までの慣例でございいますから、そのようにしていただきたいと思いますが、農対にかかる原案を、できた段階で各委員に配付をしていただいて、農対に意見を寄せて、その上で検討してもらうという形をとっていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局（渡辺経営基盤係副参事）

スケジュール的なことを申し上げますと、皆さんご承知のように10月20日の日に農対ということになります。まだ日は決定していませんが、農対の会長、会長代理を含めて、農対の事前部会ということで10月18日に予定しております。

あと、事務局レベルで、去年要望させてもらった要望書に対して、通ったところ、変わったかということは今照会していますが、そういったことを踏まえながら、今年も踏まえながらということで原案をつくって、自治体のほうで確認していただいて、修正箇所があれば直していただくこととなります。

そうすると、20日の農対が終わった後、総会前に皆さんのところに農対の結果、案ということで意見を、こういったものを上げるという形ではあります。もっと前に、農対にかかる前に皆さんのほうにお知らせをするべきだという要望かと思うのですが、ちょっと。

事務局（清水事務局長）

大変申しわけございません。それでは、廣川委員さんのご意見も踏まえながら、私どもでちょっと検討させていただきたいと思いますが、昨年の市長への要望事項をまず配付をさせていただいて、それについて、さらに加えるべきものであるとか、さらに来年についてはこう農政が変わるんじゃないかということ、こういった意見を入れたらいいんじゃないかということ、ご意見もしあれば、お寄せいただいたものを踏まえて、農対の事前部会、それから農対において検討いただくような形で進めさせていただければというふうに考えております。

全くたたき台なく、ご意見いただくというのでもできませんし、今ほど副参事が申し上げたように、農対が終わってからご意見をいただくということになると、総会までの時間もない中で、じゃ農対にもう一度戻して、ご意見があったということで戻して検討いただくというのなかなか時間的に、多分11月上旬には市長へ要望させていただく形になりますので、昨年の要望書を一度お送りさせていただいて、その中で加えるべきものに対してどういった形の、書式等は定めませんので、ご意見をお寄せいただければというふうに考えています。

よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

今ほどいみじくも局長が言われたように、農政が30年で変わるわけですけど、それに対応して農業委員会で要望する事項があるんじゃないだろうかというお考えのある方も

いらっしゃるんだろうと思うのです。そのときに今局長が言ったように、意見を寄せて、それを農対にかけて審議するというのも一つの方法でしょうけれども、事務局案ができた上で、追加する意見があれば上げて、農対で意見決定をするという形のほうがよろしいんじゃないかなということだと思います。余りスケジュール、スケジュールと言われますと、ちょっと気にさわるかなという感じがしますので、よろしくお願いします。

事務局（清水事務局長）

ありがとうございました。それでは、私ども事務局だけでは結論出せませんので、また農対の部会長さん、それから部会長代理さんと、それから会長、会長代理とも相談をさせていただいて、対応のほう検討させていただければと思います。

今ほどおっしゃられたように、スケジュール、スケジュールと言うと、なかなか意見のほうも出しにくいかもしれませんので、それを踏まえながら、また協議をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（野崎会長）

廣川委員、それでよろしいでしょうか。

34番（廣川哲也委員）

はい。よろしくお取り計らいお願いします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

無いようですので、議第7号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案

内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

それでは、農政対策部会からお願い申し上げます。

10月20日金曜日1時30分より厚生福社会館第1集会室におきまして会議を開催いたしますので、関係委員の方、よろしくひとつお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

なお、31日は午後1時から後期の農地パトロールを予定しておりますので、よろしく申し上げます。後期の農地パトロール終了後、全体で検討会をやる予定になっておりますので、どうかよろしくようお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（14番）

---

議事録署名委員（22番）

---